

太田市下水道事業受益者負担に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

太田市長 清水 聖 義

太田市規則第54号

太田市下水道事業受益者負担に関する条例施行規則の一部を改正する規則

太田市下水道事業受益者負担に関する条例施行規則（平成17年太田市規則第229号）の一部を次のように改正する。

第8条第3項を次のように改める。

- 3 第1項の規定による負担金の徴収猶予を受けようとする者は、納期限又は徴収猶予の事由が発生した日から14日を経過した日のいずれか遅い日までに、前項の規定による負担金の減免を受けようとする者は、納期限までに、それぞれ下水道事業受益者負担金／徴収猶予／減免／申請書（様式第9号又は様式第10号）を市長に提出しなければならない。

様式第6号中「年14.6パーセント」を「年14.5パーセント」に、「年7.30パーセント」を「年7.25パーセント」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。